

福知山市監査委員告示第2号

平成28年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第12項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

平成29年5月1日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 大 谷 洋 介

地域振興部 文化・スポーツ振興課

(指定管理者 一般財団法人福知山市体育協会)

監査の結果	講じた措置
<p>(1) 指定管理者に係る事項</p> <p>ア 条例及び規則において、施設を利用するにあたり事前に許可申請書の提出及び料金の納入が規定されているが、事後となっているものが見受けられた。適正な事務処理が行われるよう改善されたい。</p> <p>イ 利用料金の減免において、条例、規則及び内規の規定に基づかず、減免が適用されているものが見受けられた。減免の適用については所管課と協議を行い、取扱いについて整理されたい。</p> <p>ウ 利用料金の日計簿について、対応した職員等を記載する欄がなく、受付担当者以外の人物による現金と帳簿の点検確認も日常的には実施されていないため、内部牽制が働きにくいと思料するので改善されたい。また、収納した利用料金等現金の金融機関への入金は一週に一度となっており、現金を保管するリスクの観点からも、できる限り速やかに入金されたい。</p>	<p>(1) 指定管理者に係る事項</p> <p>ア 利用者に対し、事前申請・事前納入について指導を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>イ 減免については適正に取り扱うよう文化・スポーツ振興課と協議し整理する。</p> <p>ウ 日計簿の様式について見直しを行い、受付者が分かるようにする。また、現金と帳簿の点検を日常的に行うとともに、収納した現金等については、速やかに入金できるよう検討する。</p>

(2) 所管課に係る事項

ア 管理運営状況に関する実地点検・現地確認を年4回以上実施し、所属部長に報告することとされているが、報告書が作成されていない。実施後は速やかに報告書を作成し、書面をもって報告されることが望ましいと思料する。

イ 条例において、指定管理者は毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成・提出しなければならないと規定されているが、提出が遅延しており、期限内に提出されるよう指定管理者に指導されたい。

ウ 利用料金の減免事務処理において、条例、規則及び内規に基づかず、減免が適用されているものが見受けられた。減免にかかる内規の整理を検討されるとともに、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

(2) 所管課に係る事項

ア 今後は書面で報告する。

イ 期限内に提出するよう指導した。

ウ 内規の整理と併せ、減免申請の手続き等について協議・指導を行う。